

## 佐賀県告示第 35 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和 5 年 2 月 14 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 解除予定に係る保安林の所在場所

鹿島市古枝字彦四郎乙 1849 番（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

風致保安林

3 解除の理由

休憩所施設の建設のため

（「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県農林水産部森林整備課及び鹿島市農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）